

2年市長提出第31号議案

令和2年度

瀬戸市下水道事業会計予算

## 令和2年度瀬戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度瀬戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	30,900 戸	
(2) 年間総処理水量	8,352,200 m <sup>3</sup>	
(3) 一日平均処理水量	22,883 m <sup>3</sup>	
(4) 主要な建設事業	建設改良事業	1,086,742 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 下水道事業収益	2,648,565 千円
第1項 営 業 収 益	1,073,384 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,561,834 千円
第3項 特 別 利 益	13,347 千円

### 支 出

第1款 下水道事業費用	2,599,245 千円
第1項 営 業 費 用	2,445,212 千円
第2項 営 業 外 費 用	139,526 千円
第3項 特 別 損 失	7,507 千円
第4項 予 備 費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 538,349千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,353千円及び当年度分損益勘定留保資金 481,996千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,168,731 千円
第1項 企 業 債	556,000 千円
第2項 他 会 計 出 資 金	64,845 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	142,279 千円
第4項 補 助 金	270,742 千円
第5項 負 担 金 等	134,864 千円
第6項 その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,707,080 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,086,742 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	619,238 千円
第3項 その他資本的支出	100 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 161,157千円及び 126,205千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 556,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるもので償還する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用のうち第8条以外の予定額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 127,169千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
466,499千円である。

令和2年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳